

## 特許判決紹介

特許業務法人HARAKENZO  
WORLD PATENT & TRADEMARK

Click!

[www.harakenzo.com/jpn/bio/](http://www.harakenzo.com/jpn/bio/)

06-6351-4384(代表)

[iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

## - 進歩性 出願後の証拠による事実認定、相違点の認定 -

- 平成30年(行ケ)第10076号 知財高裁判平成31年3月13日判決言渡 (知財高裁第1部)
- 特許無効審決取消請求事件(原告: サッポロホールディングス株式会社 VS. 被告: キッコーマン株式会社)
- <結論> 請求棄却
- [主な論点] 進歩性

## ■ 事件の概要

- 原告は、審決が認定した四つの相違点を一つの相違点として認定するべきであると主張したが、この点について判決は、本件明細書の記載から、四つの相違点に係る構成を組み合わせ、一体のものとして採用したことにより、有利な効果を奏するものと把握することはできないとして、審決における相違点の認定に誤りはないとされた。
- 相違点となる粘度範囲に関し、事情を総合的に考慮した上で、本件特許出願の2~3年後に係る粘度範囲の飲料は一般に販売され、上記粘度範囲は消費者に受け入れられる普通の範囲内に属するものであり、本件特許出願後の2~3年の間に、この点につき有意な粘度条件の変動があったとは考え難いとして、進歩性が否定された。

## ■ 本件発明 ※訂正後

[「記事本文」](#)” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。  
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)

- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。  
お気軽にフォローしてください。

- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信!  
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。